裁判の傍聴に行こう!

私たち吉田寮自治会は、現棟の老朽化対策や、京大当局による突然の一方的な全寮生に対する退去 通告に対しても、一貫して当事者間の話し合いによって落とし所を探る、大学自治の精神に基づいた解 決を求め続けてきました。しかしながら、京大当局側から一方的に話し合いを拒絶され続け、これま での約束も反故にされた上で、この度、京都大学に所属する学生 20 名に対し、恫喝的な提訴をされた ことを非常に残念に思います。

京都大学が真の大学としての理念を取り戻してくれることを信じ、学生を始め当事者との話し合いに応じるまで、私たちは裁判でも粘り、働きかけ続けていきます。また、このような不当な裁判を、大学に有利な形で簡単には終わらせないため、多くの皆さまへ、傍聴への参加という形でのご協力をお願いします。

吉田寮 現棟·食堂 明渡請求訴訟 原告 京都大学当局 被告 吉田寮生 20 名

(吉田寮には現在でもおよそ 100 人が生活していますが、京大当局によって、被告 20 名を選び抜かれています)

第1回口頭弁論 2019 年 7 月 4 日(木)

午前 11:30 開廷

京都地裁第101号(大法廷)

◆京都地裁への行き方☆ 京都府京都市中京区菊屋町 (丸太町通柳馬場東入ル) (地下鉄丸太町駅1・3・5番 出口から徒歩5分、京都市バス停裁判所前すぐ)

吉田寮から一緒に行きたい 人は当日 10 時に吉田寮食堂 に集合してください。

※傍聴席の抽選の有無が分かれば追ってお知らせします。また、地裁では手荷物検査が行われますので、 1時間ほど時間に余裕をもってお越しください。 (裏面に続く) 閉廷後には下記の詳細で報告集会を行います。傍聴が満席で入れなかったとしても、ぜひともご参加ください。

第1回口頭弁論 報告集会 2019年7月4日 (木) 閉廷後1時間半ほどを予定

190704 京大学内集会 2019 年 7 月 4 日 (木) 19~21 時 京都大学構内

時間・場所の詳細が決まれば追ってお知らせします。



批判しよう!SLAPP 裁判



社会的地位が高い機関(大学など)が、地位が低い個人(学生など)に対して、威圧的な目的で起てす裁判を「SLAPP 裁判(恫喝訴訟)」と呼び、このような形での提訴の仕方自体を批判する動きがあります。今回の、京大当局による吉田寮生 20 名に対する提訴は、まさにこの SLAPP 裁判に該当するものです。私たちは、京都大学が学生に対して SLAPP 裁判を起こしたという観点からも批判し、直ちに提訴を取り下げ、学内での話し合いを再開するよう求めます。





呼びかけ

吉田寮自治会

京都市左京区吉田近衛町 69 京都大学吉田寮 070-3870-3599 yoshidaryo.jichikai@gmail.com

吉田寮自治会の立場表明はこちら→



吉田寮からのお知らせは下記もぜひご確認ください。

- ◇吉田寮自治会公式サイト https://sites.google.com/site/yoshidadormitory/
- ◇吉田寮広報室 twitter:@yoshidaryo_koho

facebook: https://www.facebook.com/yoshidaryokoho/